

平成 19 年度

中学生向け Web 版消費者教育読本（令和 2 年度改訂）

令和 2 年度改訂版



楽しく学習できるように、
キャラクターを充実！
漫画も読んでね！

情報社会を泳ぎきる！

かしこいヒツジへの道

解説書

（授業展開例・ワークシート例付）



主体的・対話的で深い学びができる！

二者間契約、三者間契約（クレジットカード）の学習ができる！



東京都消費生活総合センター

はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校でのインターネット環境が整備されたことを受けて、毎年度 Web 版の教材を作成しています。

平成 19 年度に作成した「情報社会を泳ぎきる！かしこいヒツジへの道」は、中学生が巻き込まれやすいインターネットトラブル事例とその対処方法の学習を通じて、経済社会の中で主体的に判断し行動できる力を身に付けることを目的として作成した教材です。しかし、作成から 13 年が経過しており、取り扱っている事例が現状に合わなくなっていることから、以下の改訂を行いました。

【主な改訂点】

- 1 トラブル事例を現状に合わせ、契約の基本ルールとトラブル回避の方法を考える学習教材に変更。
- 2 平成 29 年に告示された学習指導要領「技術・家庭編（家庭分野）」を踏まえ、三者間契約（クレジット契約）を追加。
- 3 主に中学校技術・家庭科での活用を中心に、ワークシート及び解説書を新たに作成。

スマートフォンの普及により、消費生活センターにはインターネット関連の相談が増えています。ネットショッピングは便利ですが、注意点もたくさんあります。本教材が中学校での消費者教育の一助になれば幸いです。

令和 3 年 3 月 東京都消費生活総合センター

目 次

1. 中学校における消費者教育

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 中学校における消費者教育の実践..... | 1 |
| (2) 中学校技術・家庭科（家庭分野）に示される消費者教育 | 1 |

2. 教材紹介

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 「かしこいヒツジへの道」画面展開..... | 2 |
| (2) はじめに、おわりに（漫画）..... | 8 |

3. 指導者のための押さえておきたい知識

- | | |
|---|----|
| (1) 通信販売トラブル「買ったものがイメージと違う！」..... | 12 |
| (2) 通信販売トラブル「買ったものが届かない…」..... | 13 |
| (3) 架空請求トラブル「身に覚えがないのに高額な請求が！」..... | 14 |
| (4) オンラインゲームトラブル「オンラインゲームで高額な請求が…」..... | 16 |

4. 中学校技術・家庭科（家庭分野）における消費者教育の実践

- | | |
|--|----|
| (1) 「指導と評価の一体化」の充実に向けて | 18 |
| (2) 主体的・対話的で深い学びの充実に向けて | 18 |
| (3) 「かしこいヒツジへの道」の活用について | 18 |
| (4) 内容「C 消費生活・環境」における題材配列と指導内容の例 | 19 |

5. 授業展開例及びワークシート

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 技術・家庭科（家庭分野）での活用事例① | 20 |
| (2) 技術・家庭科（家庭分野）での活用事例② | 22 |
| (3) 社会科（公民的分野）での活用事例 | 24 |



座 長 小谷野 茂美

プロフィール

現・東京家政学院大学 客員教授

中学校技術・家庭科(家庭分野)の教諭として、東京都公立中学校3校に勤務後、東京都教育委員会等指導主事、東京都教職員研修センター課長、東久留米市教育委員会参事、東京都公立中学校長2校、青梅市適応指導教室長等に就いた。

(1) 中学校における消費者教育の実践

平成24年12月に施行された消費者教育推進法は、個々の消費者の安心・安全の確保が主であった消費者教育から消費者市民社会の形成への参画という行動にまで広がっています。消費者教育の充実には、消費者としての基本的な考え方や行動について分かりやすく具体的に示すことが重要であり、学校教育の果たす役割が大きいものと考えます。

平成29年3月に告示された中学校学習指導要領では、社会科、技術・家庭科に消費者教育に関する内容が具体的に示され、これらの教科を中心に生徒の発達段階を踏まえて消費者教育を推進することが求められています。また、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見する力、解決能力等は一つの教科等で完結できるものではなく、人的・物的な体制の確保とともに教科横断的な視点で組み立てる学校全体としてのカリキュラム・マネジメントの立案や実践が重要なポイントだと指摘されています。

(2) 中学校技術・家庭科(家庭分野)に示される消費者教育

平成29年3月に告示された中学校技術・家庭科(家庭分野)の学習指導要領は、従前4つの内容で構成されていましたが、今回は3つの内容に再構成されました。

消費者教育に関する内容は、「C 消費生活・環境」にまとめられています。(1)「金銭管理と購入」及び(2)「消費者の権利と責任」については、全ての生徒に履修させ、(3)「消費生活・環境についての課題と実践」は生徒の興味・関心や学校・地域の実態等に応じて選択させて履修させるものとしています。

ここでは、持続可能な社会の構築に向けて考え、工夫する活動を通して消費生活・環境に関する知識や技能を身に付け、身近な消費生活と環境について課題を解決する力を養い、身近な消費生活と環境について工夫し創造しようとする実践的な態度の育成をねらいとしています。また、キャッシュレス化の進行に伴い、小・中・高等学校の内容の系統性を図り、中学校に金銭の管理に関する内容を新設しています。さらに、消費者被害の低年齢化に伴い、消費者被害の回避や適切な対応が一層重視されていることから、売買契約の仕組みと関連させた消費者被害を取り扱うこととなりました。そして、持続可能な社会の構築に向けて消費生活と環境を一層関連させた学習を実施し、消費者市民社会の担い手として自覚をもって環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎を培うことが求められています。

(1) 「かしこいヒツジへの道」画面展開

1 買ったものがイメージと違う！

通信販売トラブル
買ったものがイメージと違う！

ママの場合



ネットサーフィンをしていたら、素敵な浮き輪があった。ちょっと高かったけど、買うことにした。

ヒツジの
トラブル
体験談

ところが、お店の人から「お客様都合による返品は一切受け付けられない」と言われちゃった。どうしよう・・・

イカ先生の解説

ネットショッピングは、とても便利。しかし、お店で買うとちがって、直接商品を見たり触ったりして買うことはない。だから、ネットショッピングはトラブルが多いんだ。

忘れちゃイカン、この言葉

商品の表示や購入条件をよく確認する。

ボタンを押すと、
標語を見ることが
できます。

何を確認しなければいけなかったのかな？

探してみよう！

1. 商品の表示
サイズ、数量、値段、材質、色など
2. 購入条件
支払額（送料、手数料を含む）、支払方法、返品に関する条件など

https://yagi-island.com/



ヤギ島アンテナ・ショップ
ヤギ浮き輪
ヤギ島の島人が作るかわいくてしょうがな浮き輪です。
数量 1
値段 2,000円
合計 2,000円
サイズ 100cm
重量の目安 80cm
材質 PVC（塩化ビニール樹脂（ビニール））
品質基準 STマーク

カートに入れる

特定商取引法による表記 ご利用ガイド お問い合わせ

ワーク



ワークシート
P20 ~ P25

各ボタンを押すと、
詳細を見ることが
できます。

ネットショッピングって便利だけど、実物を見たりさわったりできないから、イメージとちがうことがあるんですね。

その通りじゃ。ネットショッピングは、色やサイズ、材質なども、画面に書いてある表示だけで判断するんじゃ。よく読めば、「お客様都合による返品は不可」と書いてあるところがあったらう。

返品条件を読んでいれば、もっとよく考えてから申し込んだと思います。

思っています。

ヒツジが
学んだこと

今日の
ココソバ

★ 契約が一度成立したら、お互いに決めた約束を守らなければならない。
原則どちらか一方の都合でやめることができない。

★ ネットショッピングを利用する時は、商品の表示や購入条件をよく確認する。
ネットショッピングの場合はクーリング・オフ制度がないので、特に条件は重要。

確認ポイントとおさらいクイズへ

ボタンを押すと、
ワークの解説を見
ることができます。

通信販売トラブル
買ったものがイメージと違う！

確認ポイントと
おさらいクイズ

ワークの
解説

何を確認しなければいけなかったのかな？

探してみよう！

1. 商品の表示
サイズ、数量、値段、材質、色など
2. 購入条件
支払額（送料、手数料を含む）、支払方法、返品に関する条件など

https://yagi-island.com/



ヤギ島アンテナ・ショップ
ヤギ浮き輪
ヤギ島の島人が作るかわいくてしょうがな浮き輪です。
数量 1
値段 2,000円
合計 2,000円
サイズ 100cm
重量の目安 80cm
材質 PVC（塩化ビニール樹脂（ビニール））
品質基準 STマーク

カートに入れる

特定商取引法による表記 ご利用ガイド お問い合わせ

解説 ボタンを押すと、
解説を見ることができます。



指導者のための
押さえておきたい知識
p 12

おさらいクイズ

問題

ネットショッピングに関するクイズ
正しい番号を選ぼう

- 1 ネットショッピングで買った商品はクーリング・オフすることができます。
- 2 ネットショッピングでは口コミ、値段、写真の3つをチェックすれば思った通りの品物が来る。
- 3 ネットショッピングの購入条件に「お客様都合による返品は不可」と書いてあったら、返品はできない。

答え

- 3 ネットショッピングの購入条件に「お客様都合による返品は不可」と書いてあったら、返品はできない。

解説

ネットショッピングには、クーリング・オフ制度はない。「クーリング・オフ」は、契約書面が届いてから一定期間内であれば、一方的に契約をやめることができるだけに、特別ルールじゃ。特定の取り引きに限ってだけ利用することができる。

契約の基本ルールは、「お互いに決めたことは守る」のが原則じゃ。ネットショッピングは便利だが、表示をよく読まないと思われ失敗をすることがある。よく見て調べ、よく考えて納得してから申し込むことが大切じゃ。

おさらい
クイズ

番号を押すと、
答えと解説を見
ることができます。

参考ページ

- ・ 指導者のための押さえておきたい知識
- ・ ワークシート

一人学習ができるように
「今日のココソバ」を集めた
ページもあります！



2 買ったものが届かない…

東京都庁1階5号館 消費者相談センター

横断社会を泳ぎ切る! かしこいヒツジへの道

通信販売トラブル
買ったものが届かない…

ホームへ

ミミーの場合

友達、この間ネットショッピングで財布を買ったって言ってた。

ヒツジの
トラブル
体験談

メールで問い合わせたけど連絡がない。
もしかして、だまされたのかも知れない。
どうしよう…

イカ先生の解説

ネットショッピングはとても便利。しかし、便利にはデメリットもある。ブルも多いんじゃない? 申し込んだ商品と違う物が届いた。物が届かないというトラブルが頻出している。

忘れちゃイカん、この言葉

誰が売っているのか、よく確認する。

ボタンを押すと、
標語を見ることが
できます。

どこに書いてあるのかな?

https://yagi-stand.com/

ピンクのカバが幸運を呼ぶ!
カバサイフ

15日までの特価
通常 5,000円を 2,000円に!

おどろきのココに隠す!

このカバを買ったから早く届くはずだ。
本物に近づくことができる!
サイフの両面でも見られる!

数量 1 価格 2,000円
合計 2,000円

カートに入れる

ご利用にあたって お問い合わせ

ワーク

ワークシート
P20 ~ P25

ボタンを押すと、
詳細を見ることが
できます。

ネットショッピングって便利だけど、お店が本当にあるかどうか見て確認できないってことだね。

その通りじゃ。ネットショッピングは、簡単に行けないような遠くの店も含めて、たくさんのお店の中から好きな商品を選んで買うことができる。一方で、その店が本当にあるかどうかを確認するわけにはイカん。会社概要を見て、店のことを改めて調べる慎重さも必要じゃ。

デザインがきれい、安いと思ったので申し込んだんだけど、住所を見たら番地が書いてなかったし、メールしか連絡先が書いてありませんでした。連絡が取れなくなって困っています。

ヒツジが
学んだこと

はい、次からは申し込む前に、「誰が売っているのか」をしっかり確認したいと思います。

今日のココツボ

◆ ネットショッピングを利用する時は、「誰が売っているのか」よく確認する。

会社名、所在地、電話番号は必ず確認する。

◆ 支払方法が前払いしかない場合は、怪しいと疑ってみる。

悪質な事業者の場合、支払った代金を取り戻すことは困難なので注意

確認ポイントとおさらいクイズへ

ボタンを押すと、
ワークの解説を見
ることができます。

東京都庁1階5号館 消費者相談センター

横断社会を泳ぎ切る! かしこいヒツジへの道

通信販売トラブル
買ったものが届かない…

ホームへ

確認ポイントと
おさらいクイズ

ワークの
解説

指導者のための
押さえておきたい知識
p 13

どこに書いてあるのかな?

探してみよう!

誰が売っているか、書いてある場所を探してみよう。

解説をクリックしてポイントを確認しよう。

https://yagi-stand.com/

ピンクのカバが幸運を呼ぶ!
カバサイフ

15日までの特価
通常 5,000円を 2,000円に!

おどろきのココに隠す!

このカバを買ったから早く届くはずだ。
本物に近づくことができる!
サイフの両面でも見られる!

数量 1 価格 2,000円
合計 2,000円

カートに入れる

ご利用にあたって お問い合わせ



解説 ボタンを押すと、
解説を見ることができます。

おさらいクイズ

問題

ネットショッピングに関するクイズ
信頼できる業者が購入のために、
みさわしくない行動はどれ?

- 友達に勧められたサイトだから、安心して買う。
- 販売店が実在するかどうか、別のサイトで調べます。
- 販売店の電話番号に電話をかけて、つながるかどうか確認する。

答え

- 友達に勧められたサイトだから、安心して買う。

解説

ネットショッピングには、世界中の店から好きな商品を買うことができます。一方で、お店がそこにあるかどうかを目で見て確認するわけにはイカん。悪質な事業者の場合は、支払った代金は、ほぼ返金されることはないのじゃ。よく見て調べ、よく考えて納得してから申し込むことが大切じゃ。

東京都庁1階5号館 消費者相談センター
Copyright © 2021 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved. 東京eSUSHIWEB

おさらい
クイズ

番号を押すと、
答えと解説を見
ることができます。

参考ページ

一人学習ができるように
「今日のココツボ」を集めた
ページもあります!

- 指導者のための押さえておきたい知識
- ワークシート



3 身に覚えがないのに高額な請求が！

架空請求トラブル
身に覚えがないのに高額な請求が！

ムーミーの場合

ある日「動画の無料期間が過ぎたので明日から有料になる」と言われたメールが来た。

あれ？そんな動画配信サービスに登録した覚えがないんだけど。

あわてて解約の連絡をしようとしてURLをクリックしたら、99,000円の請求画面になってしまった。

ぎょー！

イソギン・チェック相談員のチェックポイント

契約した覚えのない料金を請求する「架空請求」のトラブルですね。
SMS（ショートメッセージサービス）、メール、はがきなど、悪質事業者はさまざまな手段で請求します。

イソギンチェック！

身に覚えのない請求にあわてない。周りの大人に相談する。

あせって事業者に連絡しては、絶対にいけません。

でも、小さい文字を見たら、「連絡なく延滞した場合は30万円」って書いてあった！

事業者に連絡するとうなるか、見てみましょう。

ヒツジの トラブル 体験談

事業者に連絡するとうなる？

すみません。解約手続きの画面をクリックしたのに、なぜか継続の登録完了となり、99,000円の請求画面になってしまいました。何かの間違いだと思います。

確認のために、名前と住所、年齢を教えてください。

名前はムーミー、住所はヒツジ島1-3、年齢は14歳です。

電話番号は着信が表示されている●▽■-0000ですね。
ムーミー様、登録画面が出てきたということは「契約が成立している」ということです。99,000円を支払ってください。

えへ、そんなお金は持っていません。

それは困りましたね。それでは自宅に行って、保護者の方に支払ってもらおうと言うしかありません。

そんな！待ってください。親には言わないでください。どうしよう……

事業者に 連絡すると どうなるか



指導者のための
押さえておきたい知識
p 15

ボタンを押すと、
標語を見ることが
できます。

参考ページ

一人学習ができるように
「今日のココツボ」を集めた
ページもあります！

- ・指導者のための押さえておきたい知識
- ・ワークシート



事業者はホームページの個人情報情報を何も知らない。
でも、ホームページは、自分の個人情報事業者に教えてしまった。

身に覚えのない請求が来たら、一人で悩まず、保護者や学校の先生、消費生活センターなどの周りの大人に相談しましょうね。

イカ先生の解説

身に覚えのない請求は、無視することが一番じゃ。それは、約が成立していなければ、お金を支払う義務はないからなんだ。

忘れちゃイカん、この言葉

契約が成立しているかどうか、よく確認する。

届いたメールを見てみよう

くわしく見る

消費者の申し込みと事業者の承諾という意思表示が合致することで成立するぞ。

あれ？そういえば、申し込みってしたんだっけ？

今日のココツボ

- 身に覚えのない請求にあわてない。
一人で悩まず、周りの大人に相談する。
- 契約が成立しているかどうか、よく確認する。
契約が成立していなければ、お金を支払う義務もない。
身に覚えのない請求は支払わない。無視する。

確認ポイントとおさらいクイズへ

東京消費生活相談センター
Copyright © 2021 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved. 東京くらしWEB

ボタンを押すと、
標語を見ることが
できます。

ワーク

「くわしく見る」を
押すと、詳細を見
ることができます。



ワークシート
P20 ~ P25

ヒツジが 学んだこと

ボタンを押すと、
ワークの解説を見
ることができます。

情報社会を泳ぎ切る！かしこいヒツジへの道

架空請求トラブル
身に覚えのないのに高額な請求が！

確認ポイントおさらいクイズ

解説 ボタンを押すと、
解説を見ることができます。

届いたメールを見てみよう

探してみよう！

誰が来っているか、書いてある場所を探してみよう。
「確認ポイント」をクリックしてポイントを確認しよう。

くわしく見る

おさらいクイズ

問題

身に覚えのない請求クイズ
正しい番号を選ぼう

- 身に覚えのない請求のメールについてのURLをクリックしてしまったら、お金を支払わなければならない。
- 身に覚えのない請求が来たら、クーリング・オフをする。
- 身に覚えのない請求が来たら、周りの大人に相談する。

答え

- 3 身に覚えのない請求が来たら、周りの大人に相談する。

解説

身に覚えのない請求が来たら、周りの大人に相談しよう。
契約が成立しているかどうか、よく確認することが大切じゃ。契約内容に納得して申し込みをしているか、つまりお互いの意思表示が合致しているかどうかよく考えてみよう。もし、契約が成立していなければ、お金を支払う義務はない。相手に連絡して、個人情報伝えては絶対にイヤヘン。

東京消費生活相談センター
Copyright © 2021 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved. 東京くらしWEB

ワークの 解説

✓
指導者のための
押さえておきたい知識
p 14

おさらい クイズ

番号を押すと、答
えと解説を見
ることができます。

一人学習ができるように
「今日のココツボ」を集め
たページもあります！

参考ページ

- ・指導者のための押さえておきたい知識
- ・ワークシート



4 オンラインゲームで高額な請求が…

ヒツジの
トラブル
体験談

オンラインゲームトラブル
オンラインゲームで高額な請求が…

メモーの場合

イソギン・チェック相談員のチェックポイント

オンラインゲームの高額請求トラブルは、消費生活センターには、中学生のトラブルで、最も多いからオンラインゲームの請求金に関する相談が、多く寄せられているんです。

イソギン・チェック！

他人名義のクレジットカードは、絶対使っちゃダメ。

どこに気を付ければよかったのかな？

クレジットカード会員契約（抜粋）

第1条（会員資格）
会員とは、本規約を承諾のうえ〇〇カード株式会社（以下「当社」という）が発行するクレジットカード（以下「カード」という）の入会申込をした個人のうち、当社が入会を認めた方をいいます。

第4条（カードの貸与・有効期限）
1. 当社は、入会申込時に会員が指定したカードを、会員1名につき1枚発行し、

他人名義のカードは絶対使っちゃダメ。

親名義のクレジットカードで支払うと、その利用代金は親にすべて請求されてしまうの。

ちょっとだけと思ってたんです。ゲーム代に30万円も使ってしまった。

イカ先生の解説

クレジットカードを使えば、手元に現金がなくても何でも買えるね。それは、クレジット会社が消費者の代わりに代金を支払うからなんだ。

忘れちゃイカン、この言葉

クレジットカードの利用とは「借金」をすること。

二者間契約と三者間契約

「くわしく見る」を押すと、詳細を見ることができます。

今日のココソポ

- 他人名義のクレジットカードは絶対使っちゃダメ。
クレジットカードは契約した人しか使えない。
- クレジットカードの利用とは「借金」をすること。
手元に現金がなくても買物ができるのは、クレジット会社が消費者の代わりに代金を支払っているから。

確認ポイントとおさらいクイズへ

オンラインゲームトラブル
オンラインゲームで高額な請求が…

確認ポイントとおさらいクイズ

どこに気を付ければよかったのかな？

会員規約を読んで、メモーの問題点を考えてみよう。
会員規約をクリックしてポイントを確認しよう。

クレジットカード会員契約（抜粋）

第1条（会員資格）
会員とは、本規約を承諾のうえ〇〇カード株式会社（以下「当社」という）が発行するクレジットカード（以下「カード」という）の入会申込をした個人のうち、当社が入会を認めた方をいいます。

第4条（カードの貸与・有効期限）
1. 当社は、入会申込時に会員が指定したカードを、会員1名につき1枚発行し、

二者間契約と三者間契約

くわしく見る

おさらいクイズ

問題

クレジットカードに関するクイズ
正しい番号を選ぼう

- クレジットカードで買った商品は「借金」をして買った物と同じである。
- 他人のクレジットカードを使って買った物の場合、謝れば契約の取消しができる。
- クレジットカードは前払いのカードなので、中学から使うことができる。

答え

- クレジットカードで買った商品は「借金」をして買った物と同じである。

解説

クレジットカードの会員規約には、「カードを他人に貸してはイカン」といった内容が書かれている。他人名義のクレジットカードは絶対使っちゃダメ。

クレジットカードは「後から支払うことができるカード」つまり借金をして買った物をして買った物と同じ。手持ちの現金が減らないので、「ちょっと使ったつもりが使い過ぎた」ということが起こるんじや。後から支払うことができる金額がいくらかを把握しておくことが大切じゃな。

ボタンを押すと、
標語を見ることが
できます。

解説 ボタンを押すと、
解説を見ることができます。

ワーク
ワークシート
P20 ~ P25

指導者のための
押さえておきたい知識
p 16~17

ヒツジが
学んだこと

おさらい
クイズ

番号を押すと、答
えと解説を見る
ことができます。

ワーク
「くわしく見る」を
押すと、詳細を見
ることができます。

ボタンを押すと、
ワークの解説を見
ることができます。

一人学習ができるように
「今日のココソポ」を集め
たページもあります！

参考ページ

- 指導者のための押さえておきたい知識
- ワークシート

5 消費生活センターに相談しよう

中学生向け WEB 版 消費生活教育読本 Tokyo Metropolitan Government
情報社会を泳ぎ切る! かしこいヒツジへの道

ホームへ

消費生活センターに相談しよう

中学生の皆さんも消費生活トラブルにあったら、消費生活センターに相談できるんじや。

消費生活センターに相談してみた。

お名前などの受付書類へのご記入をありがとうございます。それで改めてムームーさん、いかがなさいましたか?

はい、ある日突然スマホに届いたメールなんですが、URLをタップしたら、いきなり高額な請求をされてしまいました。

誠にありがとうございます。
登録が完了しました。
ご登録ありがとうございます。
99,000円
お客様ID番号 123456789
登録日時 〇〇年3月1日
お支払い期限 〇〇年3月4日
ご登録メールアドレス hiphone.mus
購読ご登録の方は、登録下記ご連絡の上、ご会費をお支払いください。
03-1034-5778
ご利用の都合によりご連絡もせず勝手に解約を行なった場合は、利用未払金(ユーザー登録金)となる場合がございます。利用未払金(ユーザー登録金)は、かかる場合でも300,000円(税別)を請求します。

【契約継続を希望されない場合】
本日より、下記サイトから解約のご希望をお願いたします。
http://g0n12j2k45.8dy7dx5y.com
※お申し込みがない場合、明日から2年間の自動更新をいたします。
※契約期間の途中で解約された場合は所定の違約金がかかります。

そのメールにあったアドレスをURLをタップしただけなのですね。

ヒツジの相談体験談

イソギン・チェック相談員のチェックポイント

初めて相談するときは勇気がいりますね。
でも、大丈夫。わたしたち相談員が、トラブル解決のお手伝いをします!

イソギンチェック!

- 消費者トラブルは身近。誰もが被害者になる可能性があります。
- クーリング・オフ期間が過ぎていても、あきらめずに相談しましょう。
- 相談する前に、相談の内容をメモしておくといいですよ!

相談メモ

いつ
〇〇年3月1日

トラブルの内容(どこで、だれが、なにをした)

ムームーの携帯に身に覚えのないメールが来た。URLをクリックしたら、いきなり高額な請求をされた。どうしたらよいのか。

持っていく物

☐ 契約書 ☐ メール ☐ メモ

聞きたいこと

☐ 対応方法 ☐ 返金 ☐ 補償 ☐ 原因調査
☐ 情報提供

イカ先生の解説

消費生活センターに相談することは、自分の問題解決だけでなく、社会の役に立つんじや。
どのように役立つのか、「おわりに」を見てみよう!

「おわりに」へ

ボタンを押すと、相談時のチェックポイントとメモを見ることができます。

6 ココツボクイズに挑戦

中学生向け WEB 版 消費生活教育読本 Tokyo Metropolitan Government
情報社会を泳ぎ切る! かしこいヒツジへの道

ホームへ

ココツボクイズに挑戦

正しい文章になるように、言葉を選んでみよう。
最後の「答えをチェック!」ボタンをクリックすると確認できるよ。
クイズは全部で4ステージ。
全問正解すると次のステージに進めるよ!

ステージ1

通信販売トラブル
買ったものがイメージと違う!

第1問 契約は、売り主と買い主の合意(「申し込み(もうしこみ)」と承諾)により成立する。

第2問 契約が一度成立したら、お互いに決めた「約束」を守らなければならない。原則としてどちらか一方の都合でやめることができない。

第3問 ネットショッピングを利用する時は、商品の「表示」や購入「条件」をよく確認する。
ネットショッピングの場合はクーリング・オフ制度がないので、特に「返品」条件は重要。

答えをチェック!

ステージ1クリア
全問正解
やったね!
次のステージに挑戦しよう!

ステージ2へ進む!

東京消費生活センター
Copyright © 2021 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved. 東京くらしWEB

ココツボクイズに挑戦

一人学習ができるように「今日のココツボ」を集めたページです。

全部で4ステージ、9問あります。

おわりに(漫画)

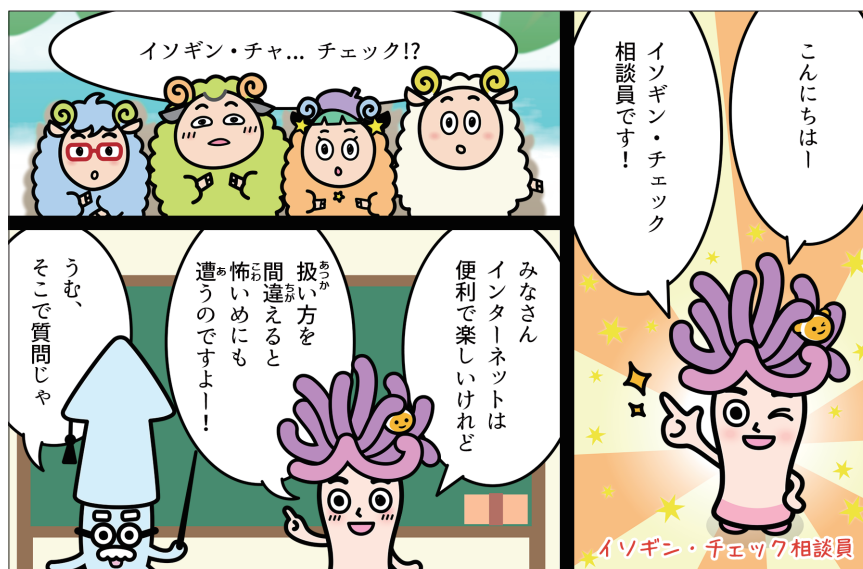
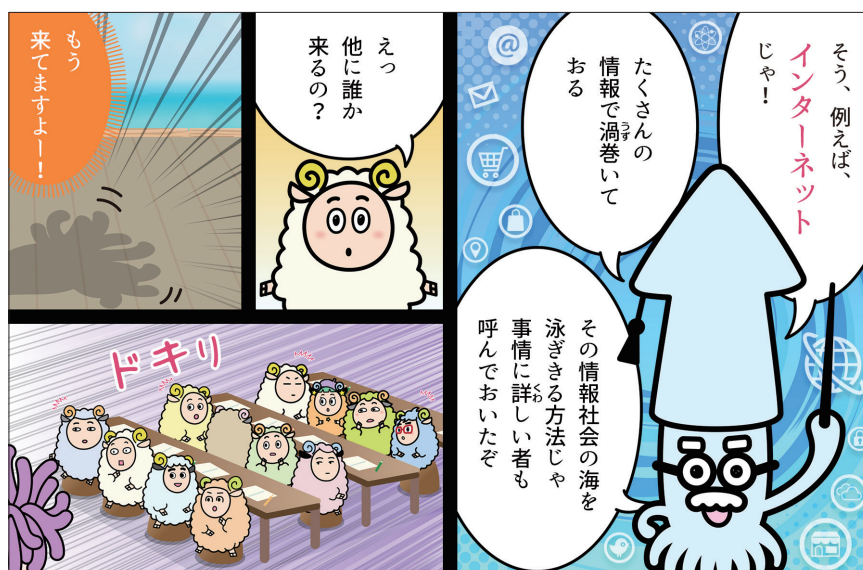


ボタンを押すと、「おわりに」の漫画で消費生活センターに相談する意義を学ぶことができます。

参考ページ

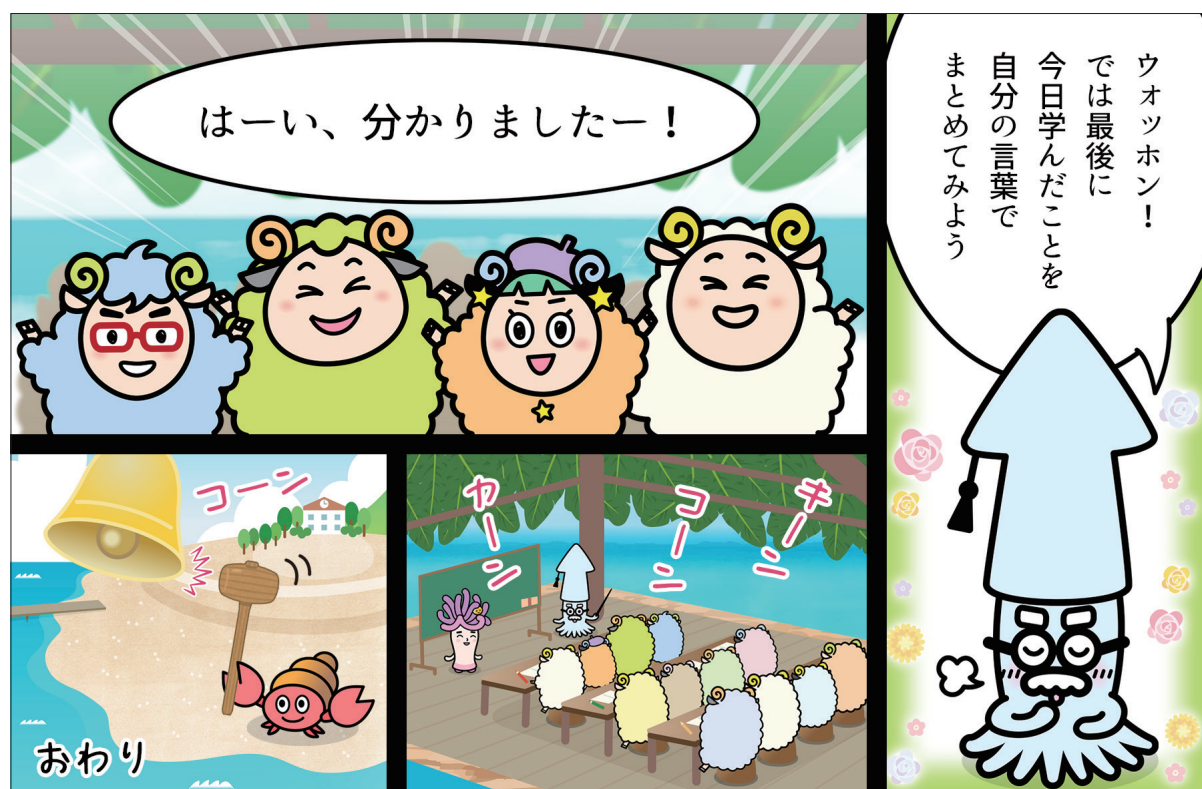
- 指導者のための押さえておきたい知識
- ワークシート





おわりに





(1) 通信販売トラブル「買ったものがイメージと違う！」

・契約の基本と消費者保護

契約とは、法的に保護される約束のことです。契約が成立すると、その約束を守らなければならない義務(相手方からすると、約束を守ってもらえる権利)が発生します。

「契約が成立したら、一方的な都合で解約することはできない」というのが民法の原則です。勝手に解約できると、約束を守ってもらえると期待して準備した相手方に不利益が生じるからです。

ここで注意すべきは、民法が前提にしているのは「契約当事者は対等だ」ということです。しかし、実際には、消費者と事業者との間には、情報量や交渉力に大きな格差があります。このため、消費者が契約の可否等を適切に判断できずに、契約をしてしまう場合があります。そこで、消費者の権利を守るために、民法の特則(特別法)が定められています。特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法などが、これに当たります。

・通信販売はクーリング・オフができない

一定の期間内であれば、いかなる理由であっても、消費者が一方的に契約を解約できるのが「クーリング・オフ」です。クーリング・オフは、主に特定商取引法が定める特別ルールで、消費者にとって非常に強力な手段です。しかし、通信販売にはクーリング・オフが適用されません。通信販売は、訪問販売等のように不意打ち性がないからです。

代わりに、通信販売については、「消費者からの解約が原則可能とした上で、事業者が解約や返品の特約を表示している場合には、特約が優先される」と定められました。つまり、「返品不可」という特約が表示されていれば、消費者は返品できないのです。

このため、通信販売であるネットショッピングでは、「購入しようとする商品が、解約や返品はできるのか」をしっかりと確認する必要があります。

・どこを確認すればよいのか？

ネットショッピングのサイトには、「特定商取引法による表記」「ご利用ガイド」「お問い合わせ」など、さまざまな言い方で必要な情報が記載されています。

しかし、特定商取引法は、「どこに何を記載しなければならない」とは定めていません。「商品の代金や送料、支払方法などの購入条件や解約や返品の特約をサイト内に表示しなければならない」としか定めていないのです。

このため、「特定商取引法による表記」だけを読んで、「解約や返品の特約がない」と判断してはいけません。1つの情報だけで判断せずに、必要な情報を意識して、どこに書かれているのかをしっかりと確認することが大切です。

何を確認しなければいけなかったのかな？

■■■ 探してみよう！ ■■■

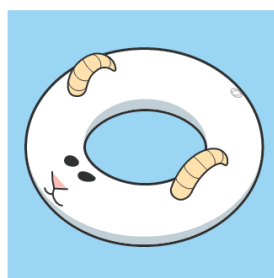
1.商品の表示

サイズ、数量、値段、材質、色など

2.購入条件

支払い総額(送料、手数料を含む)、支払い方法、返品に関する条件など

https://yagi-island.animal/



ヤギ島アンテナ・ショップ

ヤギ浮き輪

ヤギ島の職人が作るかわいくてじょうぶな浮き輪です。

数量 1

カートに入れる

値段 2,000円

合計 2,000円

サイズ 100cm

胸囲の目安 80cm

材質 PVC(塩化ビニール樹脂(じゆし))

品質基準 STマーク

特定商取引法による表記

ご利用ガイド

お問い合わせ

特定商取引法では、返品条件などの記載すべき事項をどこに記載するかまでは定めていない。

(2) 通信販売トラブル「買ったものが届かない…」

・消費者被害の実態～被害救済の困難さ～

契約が成立すると、その約束を守らなければならない義務（相手方からすると、約束を守ってもらえる権利）が発生します。つまり、ネットショッピングで商品を購入すると、事業者にはその商品を引き渡す（発送する）法的な義務が生じ、消費者にはその商品を受け取る権利が法的に保障されます。

そして、消費者は、代金が支払い済みであるにもかかわらず、商品が届かなければその事業者に対して商品を引き渡すよう請求することができます。又、消費者は、商品が引き渡されないことを理由に契約を解除し、支払い済みの代金を返還するよう請求することもできます。さらに、事業者が消費者の請求に応じない場合には、裁判を起こすこともできます。

しかし、残念ながら、これは法理論上の話です。実際には、商品が届かないので慌てて事業者に連絡をしようとしても、サイトに書かれている電話番号にはつながらず、住所もデタラメなケースが非常に多いのです。たとえ裁判を起こして勝訴判決を得たとしても、事業者の財産が判明しなければ強制的にお金を払わせることもできません。悪質なネットショッピング事業者につかかっていると、被害を回復することが困難です。

つまり、被害に遭わないことが極めて重要であると言わざるを得ません。

・どこを確認すればよいのか？

ネットショッピングでは事業者（販売業者）が実在するかどうか、直接見て確認することができません。

このため、その事業者が信用できるのかをよく調べるのが重要です。イカ先生の解説に示したポイントを参考に、住所や連絡先、支払い方法などの事業者の情報をしっかり確認したり、いざという時のために連絡先などの画面を印刷保存したりすることも有効です。

- ①住所が途中でしか書かれていない。
- ②メールアドレスだけで電話番号が書かれていない。
- ③支払い方法が前払いの銀行振込しかない。

プラットフォーム事業者は契約当事者ではない

オンラインショッピングモールやネットオークション、フリマサイトなどのプラットフォーム（楽天市場やヤフオク、メルカリなど）を利用した場合に、プラットフォーム事業者から商品を購入したと認識している消費者は少なくありません。

しかし、売買契約は消費者と出品者との間で締結されており、プラットフォーム事業者との間に契約はありません。このため、「商品が届かない」といったトラブルが発生した場合、プラットフォーム事業者にトラブルを訴えても、「当社では対応できません。出品者（販売業者）と話し合ってください。」と言われてしまうケースが多いのです。

トラブルを避けるために

- ①プラットフォームの仕組みをよく理解する。
- ②実際に契約をする相手方は誰なのか、その相手は信用できるのか、よく確認する。
- ③トラブルの際に、プラットフォーム事業者がどのような対応してくれるのか、利用規約などで確認する。

(3) 架空請求トラブル「身に覚えがないのに高額な請求が！」

・ 架空請求を無視していいのは、なぜ？

架空請求は、まるで消費者に支払義務があるかのように見せかけ、お金をだまし取る手口です。「支払義務が発生しているか否か」、これを冷静に見極めることが重要です。

そのためには「契約が成立しているか否か」をよく確認する必要があります。契約が成立していなければ、何ら義務は発生しません。

・ 契約はどのように成立するか～契約の基本原則～

契約は、申し込みと承諾の意思表示が合致することで成立します。契約書の作成は、契約の成立要件ではありません。口頭の申し込みと承諾でも、契約は成立します。

スーパーマーケットでリンゴを購入する例は、中学生にも分かりやすいでしょう。

消費者がリンゴを差し出す = **申し込み**

店員がリンゴの金額を告げる = **承諾**

これにより契約が成立し、消費者と事業者にはそれぞれ右のような権利と義務が発生します。



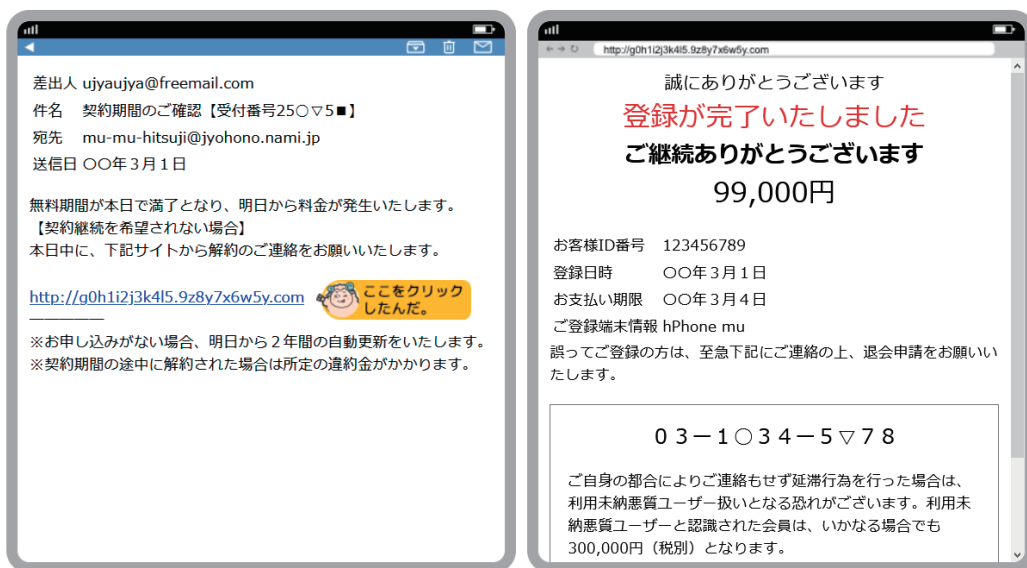
契約が成立することで、法律上の約束を守らなければいけない義務が発生する。

・ ムームーの事例は契約が成立しているか？

ムームーは、「下記サイトから解約のご連絡をお願いいたします。」と記載された URL をクリックしたら、「登録が完了した」として 99,000 円を請求されました。

しかし、このサイトは「解約」のためのものと表示されていますから、この URL をクリックしたとしても、何らかの契約の申し込みをしたことにはなりません。また、契約の内容や条件も提示されていないので、代金 99,000 円の動画提供サービスの申し込みをしたとはいえません。

契約が成立していないので、お金を支払う義務も生じないのです。



契約が成立していないので、お金を支払う義務も生じない。

・架空請求を無視しなければいけないのはなぜ？

架空請求は無視しなければなりません。理由は、個人情報事業者に漏れてしまう危険があるからです。

ムームーは、請求に驚いて事業者に連絡してしまい、名前や住所、電話番号などの個人情報を伝えてしまいました。中には、「解約のためには本人確認が必要です」などとして、名前や連絡先などを言わせるというパターンもあります。

このようにして悪質業者が入手した個人情報は、別のさまざまな悪質商法の勧誘に用いられてしまうことは言うまでもありません。

・個人情報は自分が伝えなければ、相手に知れない

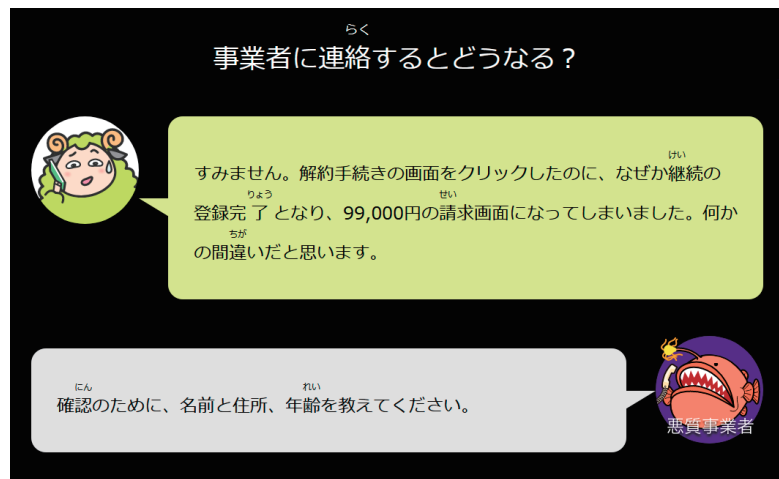
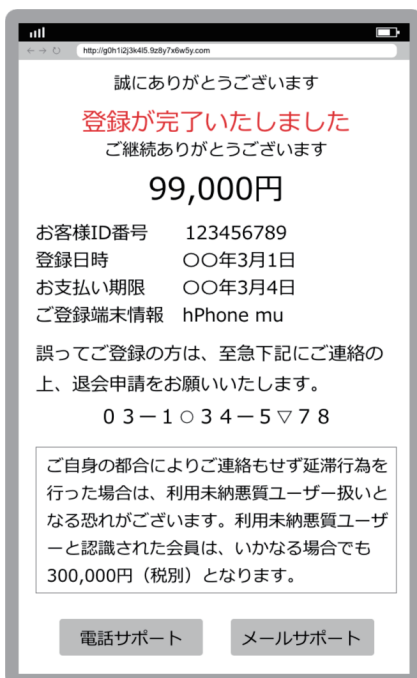
事業者個人情報を伝えてしまう要因の1つに、既に自分の個人情報が相手に知られているかのような見せかけの表示が書かれている場合があります。ムームーの場合も、「ご登録端末情報」が表示されていました。例えば、自分の携帯電話の番号やメールアドレスが表示されることがあるため、ますます焦って、請求金額を支払ったり、事業者と連絡したりしてしまう人がいます。

しかし、これは携帯電話に登録されている自分の情報を自動的に表示させるプログラムが仕組んであるだけなのです。決して、事業者があなたの個人情報を知っているわけではないのです。個人情報は自分が伝えなければ、相手には知られません。

・個人情報を漏えいさせるウイルス

「メールで来た URL をクリックしたら、個人情報を漏えいさせるウイルスをダウンロードしてしまった」というケースもあるようです。

いずれにしても、見知らぬメールの URL を安易にクリックしないこと、何かあればすぐに周りの大人に相談することが大切です。



「消費生活相談センターに相談しよう」では、ムームーが相談している様子を学習できます。 参考ページ p 7

(4) オンラインゲームトラブル「オンラインゲームで高額な請求が・・・」

・他人名義のクレジットカードは、絶対に使ってはいけない。

クレジットカードは、消費者とクレジット会社との間の会員契約に基づいて発行されます。消費者は会員規約の内容に承諾して申し込みをしているのですから、会員規約に従って、クレジットカードを利用しなければなりません。

会員規約には、「クレジットカードは名義人（会員）しか使用してはいけない」という趣旨の規定が数多く存在します。「他人に貸したり譲渡したりしてはいけない」「紛失した場合には直ちにクレジット会社に届け出なければならない」というのも同じ趣旨の規定です。さまざまな方向から名義人以外の者がクレジットカードを使用しないように定めているのです。

では、なぜ、クレジットカードを他人が使用してはいけないのでしょうか。

次ページで詳しく解説しますが、「クレジットカードを利用することは、クレジット会社に借金をする」と同じことです。このため、クレジット会社は、クレジットカード発行の際、申込者の信用（支払能力）を調査し、その人の信用によってクレジットカードを発行するかどうかや利用限度額を決めます。他人がクレジットカードを利用できてしまえば、消費者信用に基づくクレジットカードの仕組みそのものが成り立たないからです。

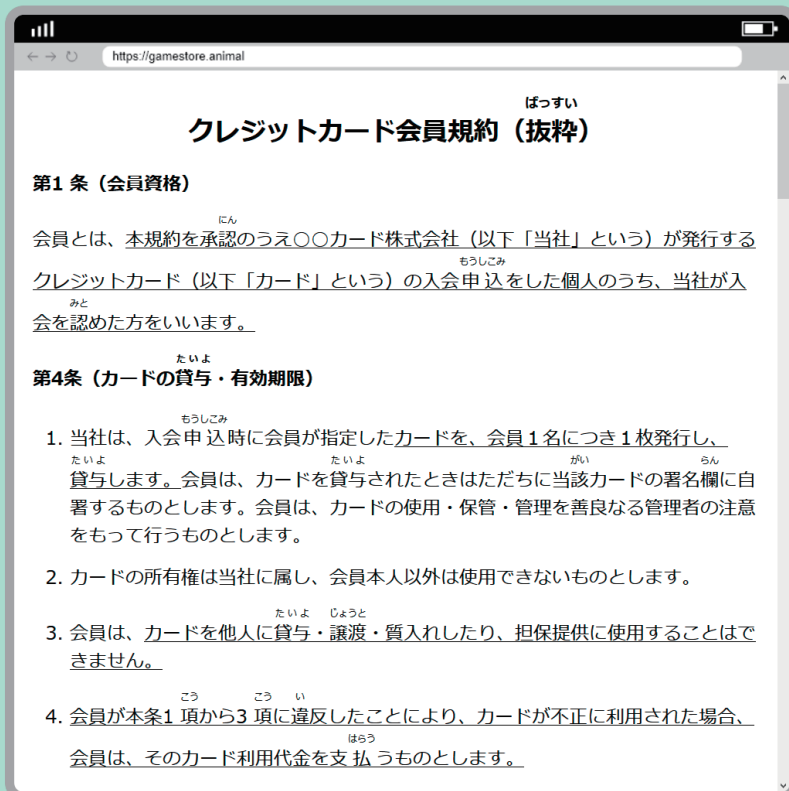
・クレジットカードの管理

「クレジットカードを他人に使わせてはいけない」ということは、「他人に使われないよう適切に管理しなければならない」ということです。多くのクレジット会社が、クレジットカードの管理に関する規定も設けています。

「子供が親のクレジットカードを利用してオンラインゲーム等のインターネット決済を行ってしまう」という事例は数多くあります。親子でパソコンを共用している場合、親がパソコンに登録してあるカード番号等を子供が利用してしまうケースもあるようです。

このような場合に、親が利用代金の支払いを免れることができるケースはほぼありません。それは、親子だからという理由ではなく、名義人のクレジットカードの管理に問題があったからです。例えば、「クレジットカードを入れている財布をリビングに置いていた」のように、子供が利用できるような状況でクレジットカードを管理していたことの責任を問われるのです。

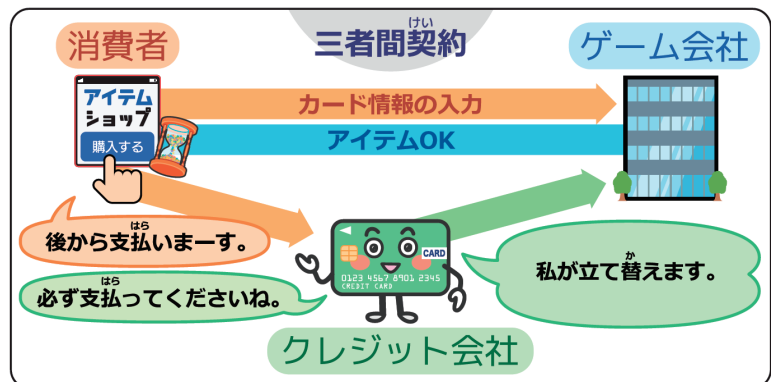
どこに気を付ければよかったのかな？



・クレジットカードを利用した時の契約関係 ～立替払い契約（三者間契約）～

消費者が、商品の代金支払いにクレジットカードを利用した場合の契約とお金の流れについて、オンラインゲームのアイテム購入を例に、詳しく見ていきましょう。

- ①消費者がアイテムを購入し、カード情報を入力します。
- ②消費者は、すぐにアイテムを入手することができます。
- ③その後、クレジット会社は、ゲーム会社に利用代金を支払います。これが「立替払い」です。
- ④消費者は、後日クレジット会社に利用代金を支払います。



この立替払いの仕組みを理解していない人が多く見られます。消費者がクレジット会社に支払った後に、クレジット会社が販売店にお金を支払うと勘違いしている人も少なくありません。

・立替払い契約の仕組みの2つの意味

この立替払いの仕組みには、2つの意味があります。1つは、「クレジットカードの利用は借金と同じだ」ということです。消費者は、後日クレジット会社に利用代金を必ず支払わなければなりません。つまり、支払い日までの間、クレジット会社にお金を借りているのと同じなのです。

もう1つは、「たとえ手持ちの現金が足りなくても、クレジットカードなら買い物ができる」ということです。さらに、銀行等の口座にお金が足りなくても、クレジットカードの利用限度額まで買い物ができます。このため、ついつい使い過ぎてしまうという危険があります。今までいくら使ったかを適切に管理して、収入の範囲で利用することが必要です。



ちょっとだけ思っていたんです。ゲーム代に30万円も使ってしまったとは思いませんでした。



親に大変な迷惑をかけてしまいました。反省しています。

現代の中学生に三者間契約を伝える意義

近年、さまざまなキャッシュレス決済が普及し、電子マネーを利用する中学生も多いようです。

Suica や PASMO のようなプリペイド型電子マネーは、事前に入金（チャージ）して利用する「前払い方式」で、今手元にある現金の範囲でしか使うことができません。ここが「後払い方式」であるクレジットカードとの大きな違いです。

キャッシュレス決済の利用に対する抵抗感がない中学生が、将来的にクレジットカードを利用するようになった時に、プリペイド型電子マネーもクレジットカードも同様のものだと考えてしまう危険があります。「クレジットカードの利用は借金と同じだ」という理解をしっかりとさせることが大切です。

東京都消費生活総合センター

支払い方法の種類（支払い時期による分類）

支払い方法	カード	スマホ
前払い (プリペイドカード)	ICカード 定期券 図書カード ¥1000	¥3,000 プリペイドカード Mississippi WEB BOOK STORE
即時払い (デビットカード)	Cash Card 12345 64890123 FUKURO TAROU 03/15	Dabit Card 1234 5648 9012 3456 FUKURO TAROU 03/15
後払い (クレジットカード)	Credit Card 1234 5648 9012 3456 FUKURO TAROU 03/15	CREDIT CARD 0123 4567 8901 2345 TOKIYAMA RIKUO

※スマホ決済は設定時に選んだ支払い方法によって、支払い時期の区分が変わる。

Web 版消費者教育読本「カートくんの買い物★なびげ～しょん」より

4 中学校技術・家庭科（家庭分野）における消費者教育の実践

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう 6 つの改善点を示し、「カリキュラム・マネジメント」の充実を目指すよう求められました。すなわち、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「子供一人一人の発達をどのように支援するか」「何が身に付いたか」「実施するために何が必要か」の視点を明確にした学習指導要領の告示となったことは記憶に新しいことです。

家庭分野における消費者教育の充実は、従前の学習指導要領にも示されていたところですが、今回の中央教育審議会答申が指摘する「何が」や「どのように」の具体的な視点をきちんと踏まえた指導・支援が重要であることをさらに深める必要があると考えます。

（１）「指導と評価の一体化」の充実に向けて

平成 29 年改訂学習指導要領において、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指す資質・能力の 3 つの柱で再整理しました。すなわち「何を理解しているか、何ができるか（知識及び技能）」「理解していること・できることをどう使うか（思考・判断・表現等）」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）」の 3 つがバランスよく実現できるように指導と評価を再構築することが重要であると指摘されています。

技術・家庭科では、この再整理を受けて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準を柱に、全ての学習活動を見直し、一人一人の生徒が自分の力として教科の目標の実現に向けた学びが充実するよう再構成が求められています。

消費者教育もこの目標の実現を目指し、生徒の経験や実情に根ざして自ら学ぶ意欲を喚起しながら、実践する力を育むことが重要な視点となっています。

（２）主体的・対話的で深い学びの充実に向けて

生徒が学習内容を自分の生き方や社会の在り方と結び付けて深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けることができるために一層の授業改善が必要です。それは「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業の改善が不可欠であると考えます。

このことは、単に実践すればよいということではなく、学習する内容や時間のまとまりを見通して授業改善する視点を明確にしたカリキュラム開発が求められています。

（３）「かしこいヒツジへの道」の活用について

本教材は、ヒツジ島に暮らすヒツジの子供たちの生活を通して、身近な消費者問題を取り上げ、そこに潜む課題について解決の方策を考えるものです。教材を通して生徒の気付きを促し、課題解決への道筋を丹念に積み上げる過程の中で生徒の実際の生活へと場面展開し、情報化社会によって生じる 4 つのトラブルについてより具体的な方策を考え、実践する力を育むことをねらいとしています。

パソコン、スマートフォン等のめざましい普及により、生徒が簡単に物資・サービスを購入できる道が開けていますが、一方、一人で完結できる手軽さは、問題が生じたときの解決の道筋をどのように求めたらよいのか、また、誰にどこに相談したらよいのかが見えにくくなっています。

ヒツジの子供たちが直面する課題を生徒の課題として捉え、よりよい消費者の育成に向けて活用していただきたいと考えます。

(4) 内容「C 消費生活・環境」における題材配列と指導内容の例

題材		消費者としての自覚を持つ	販売方法と支払い方法について知ろう	商品の選択と購入について考えよう	消費者トラブルを解決する方法を考えよう	消費者の権利と責任について考えよう	よりよい消費生活を目指して
時間		1	1	1	1	1	1
小題材 (C 消費生活・環境)		・自分たちの消費生活について考えよう	・販売方法の種類と特徴について知ろう	・商品の選択と購入について考えよう	・契約について知ろう	・消費者を支える法律や制度について知ろう	・環境に配慮した消費生活を考えよう（グリーンコンシューマー等）
			・支払い方法の種類と特徴について知ろう	・商品購入のための生活情報の収集や活用方法を考えよう	・消費生活のトラブルを理解し予防法や対処法を考えよう	・クーリング・オフの方法を理解しよう	・持続可能な社会に必要なライフスタイルを考えよう
				・エシカル消費を理解しよう		・消費者の権利と責任について考えよう	・エシカル消費を考えよう
(1) ア	購入方法や支払い方法の特徴	○	◎		○	○	
ア	計画的な金銭管理の必要性	◎	○	○	○	○	○
ア	売買契約の仕組み	○	◎	○	◎	○	○
ア	消費者被害の背景と対応	○	○	○	◎	◎	○
ア	物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理	○	○	◎	○	○	○
イ	物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入、工夫		○	◎	○		
(2) ア	消費者の権利と責任、環境や社会へ及ぼす影響	○	○	○	○	◎	◎
(2) イ	自立した消費者としての責任	◎	○	○	○	◎	◎
(3) ア	環境に配慮した消費生活	○	○	◎	○	○	◎
指導事項		・物資とサービスと金銭の流れ	・購入方法と支払い方法	・商品購入へのプロセス		・消費者の権利と責任	・環境に配慮した生活スタイル（購入から廃棄までの消費行動）
		・消費生活の仕組み	・通信販売の利点と問題点	・生活情報の収集・活用（表示・マーク等）	・クーリング・オフ制度	・消費者基本法	・エシカル消費
		・売買契約の仕組み	・クレジットによる三者間契約	・エシカル消費			

(1) 技術・家庭科（家庭分野）での活用事例①

- 題材名 販売方法と支払い方法について知ろう
- 目 標 家庭生活における消費の重要性に気付く。物資やサービスの適切な選択、購入および活用などができ、環境に配慮した消費生活を工夫できるようにする。
- 小題材名 販売方法と支払い方法

内容 C	・販売方法の種類と特徴について知る
	・支払い方法の種類と特徴について知る

●学習指導過程

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 10分	1. ワーク「次の商品をどこで購入し、どのように支払うかを考えよう。」の回答をワークシートに記入する。 「はじめに」を見る。	○ワークを通し、日常生活の中で、購入方法と支払い方法が多様化していることに気付かせる。 ○「今日は Web の事例をもとに、購入方法と支払い方法のメリット、デメリットについて考えてみよう」と伝える。	ワークシート①の 1 Web「はじめに」
展開Ⅰ 15分	2. 通信販売の特徴（利点と問題点）を理解する。 「買ったものが届かない…」を見る。 ミーミーが購入した財布の表示をワークシートに記入し、「何を確認しなければいけなかったのか」を考え、意見交換する。 通信販売の利点と問題点を考え、ワークシートに記入する。 「買ったものが届かない…（確認ポイントとおさらいクイズ）」を見る。	ネットショッピングの特徴について、Web 版読本の事例をもとに考えさせる。 ○ミーミーが購入した財布が届かなかったことから、通信販売の利点と問題点を考えさせる。 ○「イカ先生の解説、今日のココソバ」から、以下のことを伝える。 ・ネットショッピングを利用する時は、「誰が売っているのか」よく確認する。 ・支払方法が前払いしかない場合は、怪しいと疑ってみる。悪質な事業者の場合、支払った代金を取り戻すことは困難なので注意する。 ○通信販売の特徴を押さえ、「誰が売っているのかを確認する」ことの大切さに気付かせる。	Web「買ったものが届かない…」 ワークシート①の 2 Web「買ったものが届かない…（確認ポイントとおさらいクイズ）」 ワークシート①の 3
展開Ⅱ 15分	3. 支払い方法の種類と後払いのクレジットカードの仕組みについて理解する。 「オンラインゲームで高額な請求が…」を見る。 メーメーの事例をもとに、後払いのクレジットカードの注意点を考える。 「オンラインゲームで高額な請求が…（確認ポイントとおさらいクイズ）」を見る。	「クレジットカード」について、Web 版読本の別の事例をもとに考えさせる。 ○「メーメーは、請求書が来るまで気付かず、30 万円もゲームの課金をし続けてしまったのはなぜだろう」と問いかける。 ○支払い時期の違いによって、特徴が違うことを説明し、後払いのクレジットカードの利点と問題点を考えさせる。 ○イソギン・チェック相談員の解説から、以下のことを伝える。 ・他人名義のクレジットカードは絶対使ってはいけない。クレジットカードは契約した人しか使えない。 ○「イカ先生の解説」で、クレジットカードの仕組みを説明し、以下のことを理解させる。 ・クレジットカードの利用とは「借金」をすること。 ・手元に現金がなくても買い物ができるのは、クレジットカード会社が消費者の代わりに代金を支払っているからである。	Web「オンラインゲームで高額な請求が…」 ワークシート①の 4 Web「オンラインゲームで高額な請求が…（確認ポイントとおさらいクイズ）」
まとめ 10分	4. 学習を振り返り、まとめる。	○販売方法と支払い方法の種類と特徴をよく理解したうえで購入できるとよいと伝える。	ワークシート①の 5

ワークシート① 販売方法と支払い方法について知ろう

年 組 名前

1. 次の商品をどこで購入し、どのような支払い方法で支払うかを考えよう。

①お菓子をを買う				②くつを買う		③ジュースを買う		④電車に乗る		⑤音楽をダウンロードする	
購入方法	例) コンビニエンスストア	専門店	自動販売機	現金	LINEPAY	現金	現金	現金	現金	現金	現金
	nanaco 現金										
支払い方法											

ミーミー

2. Web 版読本「買ったものが届かない…」を見て、ミーミーが購入したサイトの広告画面から必要な事項を記入し、何を確認しなければいけなかったかを考えよう。

ピンクのカバが幸運を呼ぶ！

カバサイフ

15日までの特価

通常 5,000円 を 2,000円に！

数量 1 1 カートに入れる

値段 2,000円

合計 2,000円

お支払い方法

送料 無料

ご利用にあたって

商品ページにもどる

お問い合わせ

ご利用にあたって

株式会社 ヒポポタマス

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

代表取締役 山田 太郎

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

TEL 03-1234-5678

FAX 03-1234-5679

E-MAIL info@hippopo-damas.com

URL <http://hippopo-damas.com>

メールアドレス damasu@free.mail

お支払い方法 前払いによる銀行振込 (振込手数料はお客様でご負担)

送料 無料

商品ページにもどる

お問い合わせ

商品の表示		誰が売っている？	
□コミ	この財布を買ったら宝くじが当たった。本当に運がよくなったみたい。	運営会社	株式会社 ヒポポタマス
	財布の効果で恋人ができた。ラッキー。	ショップ名	アンテナショップ ダマス屋
		運営責任者	カバカダ マスヨ
		所在地	東京都カバ市ヒポポ町
値段 (値引き前)	5,000 円	連絡先	damasu@free.mail
値段 (値引き後)	2,000 円	支払い方法	前払いによる銀行振り込み (振込手数料は客負担)
ここから気付いたこと	正規の金額より大幅に安い。コメントが怪しい。コメントに番地がない、連絡先に電話番号がない、メールがフリーアドレス。		

3. 通信販売の場合、店舗販売と比較してどこに気を付けたらよいか考えよう。

店舗販売は、お店を見て買うことができるが、通信販売は誰が売っているかよく分らない。

購入する前に、誰が売っているのかをよく確認すること大切だと思う。

4. Web 版読本「オンラインゲームで高額な請求が…」を見て、ミーミーが30万円もゲームの課金をし続けてしまったのはなぜかを考えよう。

ネットの世界の課金だと、現実感がないから。その場で財布からお金が減らないから。

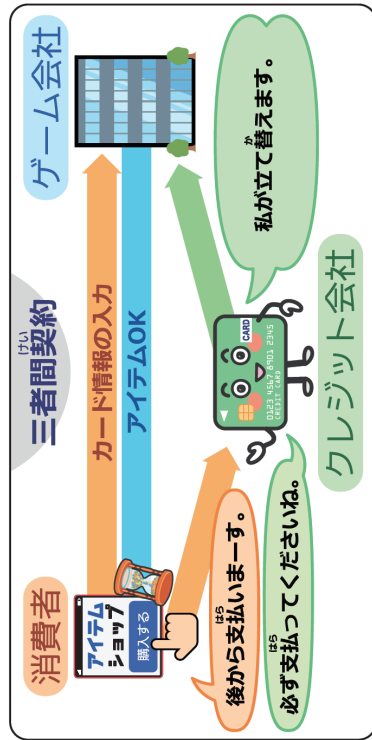
クレジットカードは後でまとめて支払うので、いくら使ったか分からなかったから。

ミーミー

支払い時期の違いによるカードの分類

支払い方法	カードの種類	機能
(前) 払い	プリペイドカード	事前にお金を払って、付与されたカード金額まで買い物などに利用できる。
(即時) 払い	デビットカード	カード利用と同時に、代金が銀行口座から引き落とされる。
(後) 払い	クレジットカード	買い物の後に、代金が銀行口座から引き落とされる。

クレジットカードの仕組み



5. 今日の学習を踏まえ、新たに気付いたことやこれからの生活に生かしたいことを書きましょう。

ネットショッピングやクレジットカードは便利だが、「商品が届かない」「トラブルがあることを知り、怖いと思った。」

通信販売を利用するときは、誰が売っているのかよく確認してから、購入するようにしようと思う。

今日の学習

◆ ネットショッピングを利用する時は、「誰が売っているのか」よく確認する。

会社名、(所在地)、(電話番号) は必ず確認する。

◆ 支払い方法が(前) 払いしかない場合は、怪しいと疑ってみる。悪質な事業者の場合、支払った代金を取り戻すことは(困難) などの注意する。

◆ (他人) 名義のクレジットカードは絶対使ってはいけない。
クレジットカードはクレジット会社と(契約) した人しか使えない。

◆ クレジットカードの利用とは「(借金)」をすること。手元に現金がなくても買い物ができるのは、(クレジット会社) が消費者の代わりに代金を支払っているからである。



イノケンチチ
相談員

(2) 技術・家庭科（家庭分野）での活用事例②

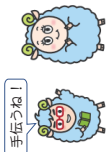
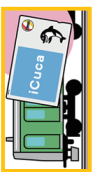
- 題材名 消費者トラブルを解決する方法を考えよう
- 目 標 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解する。
- 小題材名 契約と消費生活のトラブル

内容 C	・ 契約について理解する
	・ 消費生活におけるトラブルについて理解し、その予防方法、対処方法が分かる

●学習指導過程

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 5分	1. クイズ「次の中で契約はどれ？」の答えをワークシートに記入する。	○クイズを通し、日常生活の中で、契約が身近にあることを知らせる。 ○「今日は契約について Web 版読本の事例をもとに考えてみよう」と伝える。	ワークシート②の 1
展開Ⅰ 20分	2. 契約は法律上の責任が伴うため、契約した内容に拘束されることを理解する。 「買ったものがイメージと違う！」を見る。 マーマーマーが購入した浮き輪の表示をワークシートに記入し、「何を確認しなければいけなかったのか」を考え、意見交換する。 消費生活のトラブル予防のために、どうしたらよいかを考え、ワークシートに記入する。 「買ったものがイメージと違う！（確認ポイントとおさらいクイズ）」を見る。	「契約の拘束力」とは具体的にどのようなことか、Web 版読本の事例をもとに考えさせる。 ○マーマーマーが購入した浮き輪が「イメージと違った」原因は何かを考えさせる。 ○「イカ先生の解説、今日のココツボ」から、以下のことを伝える。 ・ 契約は売り主と買い主の合意（申し込みと承諾）で成立する。 ・ 契約は、お互いに決めた約束を守らなければならない。 ・ 通信販売にはクーリング・オフ制度がない。 ○契約前に契約内容を確認することの大切さに気付かせる。	Web「買ったものがイメージと違う！」 ワークシート②の 2 Web「買ったものがイメージと違う！（確認ポイントとおさらいクイズ）」 ワークシート②の 2
展開Ⅱ 15分	3. 契約は売り主と買い主の合意で成立することを理解する。 「身に覚えがないのに高額な請求が！」を見る。 ムームーに届いた請求メールは「契約が成立しているか」を考え、ワークシートに記入し、意見交換する。 消費生活のトラブル予防のために、どうしたらよいかを考え、ワークシートに記入する。 「身に覚えがないのに高額な請求が！（確認ポイントとおさらいクイズ）」を見る。	「契約が成立しているかどうか」について、Web 版読本の別の事例をもとに考えさせる。 ○イソギン・チェック相談員の解説から、以下のことを伝える。 ・ 架空請求には慌てない。 ・ あせって事業者に連絡してはいけない。 ・ 周りの大人に相談する。 ○「イカ先生の解説、今日のココツボ」から、以下のことを伝える。 ・ 契約が成立していなければ、支払い義務は生じない。 ○契約の拘束力は、「契約の成立時点」から発生することを理解させる。	Web「身に覚えがないのに高額な請求が！」 ワークシート②の 3 Web「身に覚えがないのに高額な請求が！（確認ポイントとおさらいクイズ）」
まとめ 10分	4. 学習を振り返り、まとめる。 「おわりに」を見る。	○契約について理解させ、被害の未然防止が大切であるが、被害に遭ってしまった場合は身近な大人や消費生活センター等に相談することもできることを知らせておく。	Web「おわりに」 ワークシート②の 4

ワークシート② 契約と消費生活のトラブルについて考えよう

年 組 名															
1. これって契約かな？ 契約だと思うものと、契約でないと思うものに×を付けましょう。	① コンビニエンスストアでお菓子を買い	② 親に毎日家事をする約束をする	③ 自動販売機で飲み物を買う	④ 電車に乗る	⑤ 音楽配信サイトから音楽をダウンロードする	(○)	(×)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
															
2. Web 版読本「買ったものがイメージと違う！」を見て、マーマーが購入したサイトの広告面から必要な事項を記入し、何を確認しなければいけなかったかを考えましょう。															

2.Web 版読本「買ったものがイメージと違う！」を見て、マーマーが購入したサイトの広告画面から必要な事項を記入し、何を確認しなければいけなかったかを考えましょう。



株式会社サン・シヨップ
ヤキ焼き鍋
 ヤキ焼の皿が作られているように浮る準備です。

カートに入れる	
数量	1
単価	2,000円
合計	2,000円

材質
 PVC (塩化ビニール樹脂 (Cp))
 品別章
 S1マーク

サイズ
 100mm
 厚み 80mm
 厚みの目安

配送料
 無料 (ヤマトパケット・郵便による配送)
 送料はお客様でご負担

返品について
 商品到着後すぐに不良を申し立てて開梱ください。開梱後は返品できません。
 初期不良のみ返品可能。この商品の返品は送料手数料は当社で負担いたします。

支払の方法
 クレジットカード、東京ペイ、代金引換 (手数料250円)、現金振込 (振込手数料)

<https://pdp-stacked.ameba.jp/guide.html>

ご利用ガイド
 特長・利用方法による表記
 お問い合わせ
 商品ページにもとる
 特長・利用方法による表記
 お問い合わせ

このようなトラブルに遭わないためには、どうすればよいでしょうか。

契約前に、商品の表示や購入条件をよく確認する。

3.Web 版本「身に覚えがないのに高額な請求が…」を見て、ムームに届いたメールの契約は「成立しているか、いないか」を考え、理由とともに記入しよう。










要出人 ujyautya@freemail.com
 件名 契約期間のご確認【受付番号25〇75■】
 宛先 mu-mu-hitsujii@yohotono.namii.jp
 送信日 〇〇年3月1日

無料期間が本日で満了となり、明日から料金が発生いたします。
 【契約継続を希望されない場合】
 本日に、下記サイトから解約のご連絡をお願いいたします。
<http://goh112j3k45498/7x6w5y.com>

こころをワリッパ
 したんだ。

※お申し込みがない場合、明日からの自動更新となります。
 ※契約期間の途中に解約された場合は所定の違約金がかかります。

all

〒 国 都 道 番 区 町 丁目 番 号

→

http://ipn1123k456789g.com

誠にありがとうございます

登録が完了いたしました

ご継続ありがとうございます

お客ID番号 123456789

登録日時 ○○年 3月 1日

お支払期限 ○○年 3月 4日

ご登録端末情報 iPhone 4u

29,000円

誤ってご登録の方は、至急下記にご連絡の上、退会申請をお願いします。

03-1-034-5▽78

ご自身の都合によりご連絡もせず延滞行為を行った場合は、利用未結算ユーザー扱いとなる恐れがございます。利用未結算ユーザーと認識された会員は、いかなる場合でも300,000円（税別）となります。

電話サポート

メールサポート

契約は成立して（いる・いない）と思う。

(理由)

ムームーは、契約を継続することに合意していないから。

4. 契約トラブルに遭わないために気付いたことや、これからの生活に生かしたいことを書きましよう。

ネットショッピングは便利だが、実物を見ていないので、自分の思った通りの商品ではない場合もあることを知った。「返品できない」

サイトもあるので、契約する前に商品の表示や購入条件をよく確認してから申し込むように思う。

復習問題

今日の
コッポ
ソポ

な冒て、

- 復習問題**
- を見て、()に当てはまる言葉を書きましょう。
- ◆ 契約は、売り主と買い主の合意(**申し込み**)と承諾により成立する。
 - ◆ 契約が一度成立したら、お互いに決めた(**約束**)を守らなければならない。
原則どちからか一方の都合でやめることができない。
 - ◆ ネットショッピングを利用する時は、商品の(**表示**)や購入(**条件**)をよく確認する。
ネットショッピングの場合はクーリング・オフ制度がないので、特に(**返品**)条件は重要。
 - ◆ 身に覚えのない請求に慌てない。一人で悩まず、周りの(**大人**)に相談する。
 - ◆ 契約が(**成立**)しているかどうか、よく確認する。契約が(**成立**)していなければ、
お金を支払う義務はない。身に覚えのない請求は支払わない、無効する。



商品の表示		購入条件
サイズ	100 cm	送料 無料（やぎ/ケット便による郵送）
	胸囲の目安 80 cm	
数量	1 個	手数料 代金引換の場合 250 円、現金振込の場合振込手数料。
値段	2,000 円	支払い方法 クレジットカード、東京ペイ、代金引換、現金振込。 (振込手数料はお客様負担)
材質	PVC（塩化ビニール樹脂）	返品に関する条件 初期不良のみ返品可。（返品の送料は事業者負担） お客様都合の返品は不可。
色	白	
他に気付いたこと	ST マーク	他に気付いたこと 商品到着後すぐに空気を入れて問題がないか確認すること。

このようなトラブルに遭わないためには、どうすればよいでしょうか。

契約前に、商品の表示や購入条件をよく確認する。

(3) 社会科（公民的分野）での活用事例

中学校第3学年 社会科（公民的分野）

●単元名 消費生活と経済

●目 標 身近な経済生活である消費を中心に、経済活動の意義について理解するとともに、自らの消費生活に関する行動や消費者問題について考察し、国や地方公共団体の消費者政策や消費者の権利と責任について理解する。

●単元の流れ〔評価規準〕【全4単位時間扱い】

1. 自らの消費生活を基に、経済活動について理解する。	〔知識・技能〕
2. 消費者問題が起こる理由について考察することを通して、「契約」によって消費生活が成り立っていることなどを理解する。	〔知識・技能〕〔思考・判断・表現〕
3. 具体的な消費者問題について考察することを通して、「消費者の保護」のための消費者行政に関わる国や地方公共団体の役割について理解する。	〔知識・技能〕〔思考・判断・表現〕
4. 消費者行政の課題から、「消費者の責任」、「自立した消費者」について考察し、これから消費者としてどのように行動していくべきかを追究する。	〔思考・判断・表現〕〔主体的に学習に取り組む態度〕

●学習指導過程【第3時】

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 10分	1. 前時までの学習を振り返り、さまざまな支払い方法があることや、「契約」について学習したことを確認する。 2. 本時の学習課題を確認する。「消費者問題が起こらないようにするためにどうしたらよいだろうか。」 「はじめに」を見る。	・ インターネット上での支払い方法や、「契約」が成立する場面について触れるようにする。 ・ 身近な消費者問題について、生徒に思いつくことを挙げさせて、イメージをもたせる。	Web「はじめに」
展開 30分	3. 消費者問題が起こる原因と、消費者問題が起こらないようにするために必要なことを考える。 Web版読本を使用して、具体的な消費者問題について確認する。 「買ったものがイメージと違う!」「買ったものが届かない…」を見る。 ○消費者問題が起こる原因について考える。 ○消費者問題が起こらないようにするために必要なことは何かについて考えをまとめ、班で話し合う。 4. 消費者の権利と国の消費者問題に関する政策について確認する。 「おわりに」を見る。	・ Web版読本を視聴する視点として、「消費者問題が起こる原因」と、「消費者問題が起こらないようにするために必要なこと」であることを説明する。 ・ 「買ったものがイメージと違う!」では、商品の表示や購入条件について確認する。 ・ 「買ったものが届かない…」では、販売元の情報について確認する。 ・ 視聴した消費者問題の事例が起こる原因について、考えさせる。 ・ 消費者、企業、国や地方公共団体の立場を示し、多面的・多角的に考えさせるようにする。	Web ・「買ったものがイメージと違う!」 ・「買ったものが届かない…」 ワークシート ワークシート
まとめ 10分	5. 本時の学習を振り返り、学んだことや学習課題について考えたことを記入する。	・ 「消費者の4つの権利」や消費者問題関連の法律などを取り上げる。 ・ 消費者行政としての消費生活センターの役割について触れるようにする。	Web「おわりに」 ワークシート

ワークシート

3年（ ）組 名前（ ）

本時の 学習課題

「消費者問題が起こらないようにするためにどうしたらよいだろうか。」

■ Web 版読本を視聴して、消費者問題が起こる原因について、あなたの考えを記入しましょう。

Web 版読本の事例	消費者問題が起こる原因
マーマー編 「買ったものがイメージと違う！」	・購入前に商品の表示や購入条件をよく確認しなかったから。 ・サイズや返品条件を確認せずに、買ってしまったから。
ミーミー編 「買ったものが届かない……」	・購入前に誰が売っているのか、よく確認しなかったから。 ・住所や電話番号をよく確認せずに、買ってしまったから。

■ 次の（ ）に当てはまる言葉を下の選択肢から選び、記入しましょう。

消費者には、「商品を買うか買わないか、何をどれだけ買うか」などを決める権利があり、消費者に（ ①主権 ）があることが経済活動の原則である。

企業には、（ ②利潤（利益） ）を追求するとともに、安全な商品やサービスを提供することや、公正な経済活動を行う役割がある。しかし、中には行き過ぎた広告で消費者に誤解をさせたり、欠陥品、詐欺、悪質商法のように、消費者の生命・身体、（ ③財産 ）をおびやかしたりする消費者問題が起こっている。

消費者問題が起こる背景には、消費者と企業との間に、情報の質と量、交渉を行う力に圧倒的な（ ④格差 ）がある。消費者（ ①主権 ）を確立するためには、国や地方公共団体が、消費者の権利を保障していくことが重要である。

選択肢：	格差	主権	財産	利潤（利益）
------	----	----	----	--------

■ それぞれの立場で、「消費者問題が起こらないようにするために必要なこと」を考えてみましょう。

立 場	必要なこと
消費者	・購入前に、いろいろな商品を比較検討する。 ・購入前に、商品の表示や購入条件をしっかりと確認する。 ・消費者問題について勉強する。
企業（事業者）	・消費者の安全に配慮した商品を作る。 ・消費者が誤解しないような分かりやすい表示にする。 ・誇大な広告で消費者をあおらない。
国や地方公共団体	・悪質事業者を取り締まる。 ・広告などの規制を強化する。 ・消費者に情報を提供する。

■ 本時の学習を振り返り、学んだことや本時の学習課題について考えたことは何ですか。

消費者問題が起こらないようにするためには、消費者として購入前に企業のことや、商品の表示や購入条件を調べるのが大切だと思った。企業は、利潤（利益）の追求だけでなく、消費者に安全な商品やサービスを提供する必要がある。また、国（地方公共団体）には、違反した企業を取り締まったり、法律を強化したりして、消費者を守る役割があることが分かった。

消費者が消費生活センターに相談すると、その情報が次の被害を防ぐために役立つことが分かった。

地元の消費生活センターは、どのような仕事をしているかについてさらに詳しく調べてみようと思った。

Web版消費者教育読本【中学生向け】

世界の未来をかえる店 エシカルスーパーマーケット（令和元年度）



「主体的・対話的で深い学び」の実現に役立つ！

「人や社会、環境に配慮した消費行動」が学習できる！

消費者の権利と責任の考え方が身に付く！

過去の教材は HP からダウンロードできます。

▶ 東京くらし WEB https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyoiku_web/



消費者教育読本作成検討会委員（令和2年度）

小谷野 茂 美	東京家政学院大学 客員教授
白 石 裕美子	弁護士
北 島 陽 子	中野区立北中野中学校 主幹教諭
俵 宗次郎	教育庁指導部義務教育指導課 指導主事

編集・発行 東京都消費生活総合センター

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階
Tel 03-3235-1157 Fax 03-3235-1505
東京くらし WEB <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

デザイン 株式会社セルコ

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-5-2
Tel 03-3409-8923

令和3（2021）年3月 初版発行

情報社会を泳ぎきる！かしこいヒツジへの道

Copyright (C) 2021 Tokyo Metropolitan Government All Rights Reserved